第三章を第四章とする。

第八条第一項中「次の各号に」を「次の各号のいずれにも」に改める。

第十一条第一項中「においては」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　地方公共団体以外の水道事業者（給水人口が政令で定める基準を超えるものに限る。）が、前項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならない。

第十四条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「照らし」の下に「、健全な経営を確保することができる」を加える。

第十五条第二項ただし書中「受けたため、」を「受けた場合」に改める。

第十九条第二項第一号中「検査」の下に「（第二十二条の二第二項に規定する点検を含む。）」を加え、同項第三号中「規定に基く」を削り、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　第二十二条の三第一項の台帳の作成

第二十二条の次に次の三条を加える。

（水道施設の維持及び修繕）

第二十二条の二　水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。

2　前項の基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとする。

（水道施設台帳）

第二十二条の三　水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2　前項の台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（水道施設の計画的な更新等）

第二十二条の四　水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。

2　水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第二十四条の三第六項中「第二十二条」を「第二十二条の三」に改め、「第二十三条第一項」の下に「、第二十五条の九」を、「第三十九条」の下に「（第二項及び第三項を除く。）」を加え、同条第七項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。

第二十四条の三の次に次の十条を加える。

（水道施設運営権の設定の許可）

第二十四条の四　地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等（民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。）であつて、当該水道施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業をいう。以下同じ。）に係る民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権（以下「水道施設運営権」という。）を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。この場合において、当該水道事業者は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の許可（水道事業の休止に係るものに限る。）を受けることを要しない。

2　水道施設運営等事業は、地方公共団体である水道事業者が、民間資金法第十九条第一項の規定により水道施設運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。

3　水道施設運営権を有する者（以下「水道施設運営権者」という。）が水道施設運営等事業を実施する場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、水道事業経営の認可を受けることを要しない。

（許可の申請）

第二十四条の五　前条第一項前段の許可の申請をするには、申請書に、水道施設運営等事業実施計画書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

二　申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者（以下この条及び次条第一項において単に「選定事業者」という。）の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

三　選定事業者の水道事務所の所在地

3　第一項の水道施設運営等事業実施計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地

二　水道施設運営等事業の内容

三　水道施設運営権の存続期間

四　水道施設運営等事業の開始の予定年月日

五　水道事業者が、選定事業者が実施することとなる水道施設運営等事業の適正を期するために講ずる措置

六　災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置

七　水道施設運営等事業の継続が困難となつた場合における措置

八　選定事業者の経常収支の概算

九　選定事業者が自らの収入として収受しようとする水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金

十　その他厚生労働省令で定める事項

（許可基準）

第二十四条の六　第二十四条の四第一項前段の許可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

一　当該水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。

二　当該水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、選定事業者を水道施設運営権者とみなして第二十四条の八第一項の規定により読み替えられた第十四条第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定を適用するとしたならば同項に掲げる要件に適合すること。

三　当該水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。